

議第五号議案

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「職員をして」を削り、「作成させ、これに署名又は押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

委員会記録の署名及び押印を廃止しようとするものである。